

令和8年
(2026年) 5月募集 (令和8年9月入居)

相模原市市営住宅 募集のしおり



申込期間

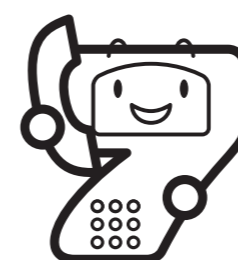
令和8年

5月1日(金)～5月19日(火)

消印有効

※郵送のみ受け付けます。

窓口の混雑が予想されることから、募集について相談がある方は、
相模原市コールセンターへお問い合わせください。



相模原市コールセンター
電話 042(770)7777

午前8時～午後9時(年中無休)

※専門的なお問い合わせ(収入の計算など)は、住宅課へ取り次ぎます。

相模原市市営住宅 募集のしおり [令和8年(2026年)5月募集]

も く じ

	ページ	
共通事項	1 申込みから入居までの流れ	1
	2 選考方法について	2
	3 申込みにあたっての注意事項	2~4
	4 共通申込資格	5~6
	5 一般世帯向け住宅以外の申込資格	7~8
	6 抽選について	9~10
	7 優遇措置について	10~11
募集住宅	8 募集する住宅一覧	12~17
	9 住宅の間取り	18~25
収入計算	10 月収額の計算	26~29
	11 年間(推定)総収入の計算方法	30~31
	12 世帯の収入計算の例	32~39
共通事項	13 市営住宅入居申込書(記入例)	40~41
	14 市営住宅位置図	42

個人情報の取扱い

市営住宅入居申込書により提出していただいた個人情報は、市営住宅の入居及び管理運営事務にのみ利用とし、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。

市営住宅指定管理者

市営住宅の管理業務は指定管理者(さがみはら市営住宅窓口センター 代表企業 株式会社ビルドアート (Tel.042-705-8811))が行っています。

入居説明会、入居手続き、入居後の各種手続き、修繕及び入居者からの相談等の受付も行います。



1 申込みから入居までの流れ





2 選考方法について

選考は**抽選方式**です。



3 申込みにあたっての注意事項

☆必ずお読みください

- 1 申込資格に関する基準日は、すべて**令和8年5月19日現在**となります。
基準日の時点で、申込資格を満たしていることが必要となります。
※基準日以降に申込資格を失った場合は失格となる場合があります。
- 2 申込書は、令和8年5月募集の申込書を使用してください(過去の申込書は使用しないでください)。
1世帯につき1通のみ提出してください(2通以上の申込書に同一の方の氏名が記載されている場合には、それらの申込みは**すべて失格**となります。他の申込者の家族になっている場合も同様です)。
- 3 **申込みできる住宅は1つ**です。
2つ以上記入された場合、申込資格を満たさない住宅を記入された場合、申込住宅が不明な場合などは**失格**となります。また、申込住宅番号と申込住宅名が違った場合は、申込住宅番号で受け付けます。
- 4 申込書の「入居しようとする人」の欄に氏名の記載がない方は入居できません。
申込み後、出生・死亡以外の家族の増減は原則認めません。
入居しようとする人が入居できなくなり、抽選方式の優遇倍率に変更となる場合は、失格となります。
また、申込者本人が入居できなくなった場合や市外へ転出した場合、入居しようとする人の死亡等により申込みをした住宅の申込資格がなくなった場合は、失格となります。
- 5 結婚を前提に申込みをする方は、**入居手続きまでに**結婚することが条件となります。
申込み後に結婚相手が変わった場合は、その申込みは失格となります。
- 6 離婚を前提に申込みをする方は、次のいずれかの条件を満たす必要があります。
(1) 入居手続きまでに離婚すること
(2) DV被害者の方(11ページ参照)
※特別な事情がある場合は、住宅課までご相談ください。
- 7 受付後の申込内容の変更はできません。
- 8 **申込みは郵送のみ受け付けます。(令和8年5月19日消印まで有効)**
郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合がありますので、受付期間の最終日は特にご注意ください。**メール便など郵便の消印のないものは受付できません。**
- 9 **申込み時には、入居申込書のみを提出してください。**
住民票の写しや収入を証明する書類等は必要ありません。
2次審査(資格審査)時に住民票の写しや収入を証明する書類等を提出していただきます。
申込書の内容と提出いただいた住民票の写しや収入を証明する書類等を照合し、申込書に誤りや偽りが判明した場合、又は書類等が提出されない場合は、失格となる場合があります。
- 10 申込書及び提出された書類は、お返しいたしません。
- 11 市営住宅は、民間の賃貸住宅とは入居方法が異なりますので、**申込み時点の内覧はできません。**
- 12 過去の入居者等で、不正な行為等があった方は、失格となる場合があります。

- 13 募集する住宅一覧(12~17ページ参照)の特記欄に「★」と表示されている住宅は、居室内で人身等の事故があった住宅です。十分ご理解の上、お申し込みください。
- 14 「入居しようとする人」の人数により申込みできる部屋の間取りは異なります。**記載未満の人数では申込みできませんので、ご注意ください。**

間取り	入居しようとする人の人数(※1)
1DK・1LDK	1人
2K・2DK・2LDK・3K	2人以上 (※2)
3DK	4人以上 (※3)
4DK	5人以上

- ※1 母子健康手帳などで出産予定日が確認できる場合は、入居しようとする人の人数に数えることができます。
また、間取りが1DK・1LDKの住宅は、2人以上で入居できないため出生による入居人数の増加は、住宅を明渡していただくこととなりますので、ご注意ください。
大島団地・石橋団地・沢井住宅・佐野川住宅の面積50㎡以下の住戸は1DK、1LDK以外の間取りでも、一般単身者向け住宅の申込資格を満たしていれば、単身者でも申込が可能です。
- ※2 高齢者世帯向け住宅は2人となります。
- ※3 エレベーターがない住宅の3DKは、**2人以上**で申込みできます。
また、田名塩田団地の3DKは、**3人以上**で申し込みできます。

- 15 借上型住宅について
 - (1) 民間の土地所有者が建設した住宅を市が市営住宅として借り上げた住宅です。
 - (2) **借上期間が満了した場合は、他の市営住宅等に転居していただきます。借上期間を必ずご確認の上、申込みをしてください。**
 - (3) 駐車場は、オーナー(建物所有者)との直接契約となります。

- 16 **抽選方式による選考を行う上での注意事項**
 - (1) **単身の方は入居人数が1人又は1人以上となっている住宅以外はお申込みできません**のでご注意ください。
 - (2) 抽選会において当選した方については、住民票の写しや所得を証明する書類等を提出していただき、2次審査(資格審査)を行います。
申込書の内容と提出いただいた書類等を照合し、申込書の内容に誤りや偽りが判明した場合、又は必要書類等の提出がない場合は、**失格となる場合があります。**
 - (3) 特定の条件に該当する世帯には優遇措置(10~11ページ参照)があります。
申込書の優遇措置欄の該当番号に○印をしたものを優遇の対象としますので、よくご確認の上ご記入ください。
 - (4) 「多数回落選」への優遇措置(11ページ項番14)については、過去の落選回数を市が申込み履歴を基に確認いたしますので、ご自身で記入しないでください。
 - (5) 「子育て世帯」への優遇措置(10ページ項番9)については、エレベーターがない住宅のうち4階又は5階の住宅、又は入居人数が3人以上に設定されている住宅の場合のみ対象となりますのでご注意ください。
 - (6) 優遇措置対象者が抽選会において当選した場合、2次審査(資格審査)において、**申込書に記入されている優遇措置が事実と異なっていることが明らかになった場合には「失格」となりますので、正確にご記入ください。**

- 17 このしおりでは、住宅使用料のことを「家賃」と表記しています。

入居にあたっての注意事項

- 1 **入居にあたり、緊急連絡人1名(入居者以外)の届出が必要です。**
入居手続きの時に、緊急連絡人になる方を記入していただきます。
緊急連絡人は、原則として入居者の親族である必要があります。

- 2 入居手続きの時に、**敷金として家賃の3か月分相当を納めていただきます。**
- 3 家賃は、入居される世帯の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数などに応じて毎年決定します。
- 4 家賃は、取扱金融機関の口座振替により納めていただきます。
- 5 入居後、すみやかに住民票の住所変更の届出をしていただきます。
- 6 入居前に修繕を行いますが、**生活に支障のない範囲での部分的な修繕となります。**新築ではないため、住宅ごとの築年数や傷みの程度等により、汚れやキズ、サビがある場合があります。
- 7 駐車場は全戸数分を確保しておりませんので、空き区画がない場合や駐車場の設置がない住宅の場合は、ご自身で民間の駐車場を確保していただきます。
団地内では、駐車指定場所以外は駐車禁止です。
駐車場使用料は、近隣の民間駐車場と同程度の金額で、3年に1回見直しを行います。
駐車できる車両について、台数、使用者、車の大きさ(全長、車幅、高さ)等に制限があります。
- 8 バイク用の駐車場はありません。駐輪場に駐車できるのは、自転車及び道路交通法上の原動機付自転車のみです。

入居後の注意事項

- 1 市営住宅では、**次の行為は禁止**いたします。
(1) 他の入居者との円滑な共同生活を妨げるような行為
(2) 犬、猫、鳥等の動物を飼育、餌付けすること
(3) 商売を営むこと
- 2 家賃を3か月以上滞納した場合は、住宅を明け渡していただきます。
- 3 階段灯、外灯、エレベーター等の電気料金、その他共同施設の維持管理に要する費用は入居者の負担となります。これらは、**共益費として家賃とは別に**月額1,000円から4,000円程度かかります。
- 4 明るく住みよい団地生活を送るのに必要な活動を行うため、入居者の皆さんによる自治組織(管理組合・自治会等)が結成されています。入居した際には、**管理組合や自治会へ加入して**、敷地内の除草、低中木の剪定や共用部の清掃等、住宅を管理するために必要な活動にご協力ください。
- 5 入居後は、**毎年収入調査(収入申告)**を行い、その調査結果を基に家賃を毎年決定します。
収入申告の対象は市営住宅に入居している全世帯です。収入申告書の提出がない場合には、民間賃貸住宅と同程度の家賃を負担していただくことがあります。
- 6 入居してから3年を経過した後に、世帯の月収額が収入基準を超えた場合は、収入超過者として住宅の「明渡し努力義務」が生じ、加えて家賃が割増となります。
また、入居してから5年を経過した後に、高額所得者として認定された場合は、住宅の「明渡し義務」が生じ、一定の期間内に退去していただくことになります。
- 7 高齢者世帯向け住宅、身体障害者世帯向け住宅など特別な設備を設置している住宅に入居後、高齢者や身体障害者が死亡又は退去した場合や、入居後に世帯人数が減少した場合には、他の市営住宅に移転していただくことや、住宅の明渡しをしていただくことがあります。
- 8 原則として、**入居後1年間は死亡、出生以外での世帯員の異動は認めません。**
また、親族を同居させる場合や名義人の変更には一定の制限があり、市の承認が必要となります。特に、名義人の死亡、転出等で名義の変更ができる方は、同居している配偶者、高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要のある方のみとなります。
- 9 市営住宅を退去するときは、入居の期間に関わらず入居者の負担で畳の表替え、襖の張替え等の修繕をしていただきます。
- 10 コンクリートの建物は、気密性が高く「結露」が発生し、壁や天井等にカビが発生する場合がありますので、日常的に風通しを良くし、水滴を拭き取る等の結露対策を講じる必要があります。
- 11 住宅内にエアコンはありません。
エアコンを設置するにあたり、専用コンセントが無い住宅の場合は、入居者負担によるエアコン専用コンセントの設置や、配線の引き込みの工事が必要となります。



4 共通申込資格

基準日(令和8年5月19日)現在、1～8のすべてを満たしていることが必要です。

- 1 **申込者が成人であること。**
- 2 **申込者が相模原市内に1年以上在住していること。**
申込者が相模原市内へ令和7年5月20日以前に転入し、引き続き基準日(令和8年5月19日)まで住んでいることが住民票等で確認でき、現に市内に住んでいること。
ただし、海外からの引揚者(日本に入国してから5年を経過していない方)については、基準日現在、相模原市内に居住していることが住民票等により確認できること。
- 3 **夫婦又は親子を主体とした家族であること。**※単身者向け住宅を除きます。
(注意1)夫婦には婚約者を含みます。婚約者と申込む場合は、入居手続きまでに入籍をし、戸籍謄本、又は婚姻届受理証明書を提出していただきます。
(注意2)夫婦には内縁関係を含みます。内縁関係にある方とは、戸籍上の配偶者がなく、住民票に「妻(未届)」又は「夫(未届)」の記載がされている方です。
(注意3)現在、離婚の協議又は調停中等の方、DV被害者の方は、2ページの6を参照ください。
(注意4)家族とは、配偶者及び申込者本人から見て6親等内の血族又は3親等内の姻族です。
(注意5)家族には「相模原市パートナーシップ宣誓制度」、「里親制度」などによる事実上親族と同様の事情にある者も含みます。
(注意6)配偶者又はパートナーがいるのに同居しない場合や、兄弟・姉妹だけの申込み、祖父母と孫だけの申込み、配偶者又はパートナーの兄弟・姉妹を同居させる等の家族構成での申込みはできません。両親が死亡している等、特別な事情がある場合には、住宅課へご相談ください。
- 4 **世帯の月収額が、収入基準にあうこと。**
(月収額の計算方法については、26ページ10月収額の計算を参照ください)

対象世帯	収入基準(世帯の月収額)
一般世帯(本来階層)	158,000円以下
高齢者世帯等(裁量階層)	214,000円以下

※裁量階層とは、高齢者世帯や障害者世帯などのうち、次のいずれか一つに該当する世帯をいい、収入基準を本来階層に比べて緩和しています。なお、入居しない扶養親族は「世帯」に含まれません。

裁量階層の世帯	資格
高齢者世帯	申込者が60歳以上(昭和41年5月19日以前に生まれた方)で、同居する方全員が60歳以上(昭和41年5月19日以前に生まれた方)、又は18歳未満の世帯
障害者世帯	次のいずれかに当てはまる方がいる世帯 ●身体障害者手帳1～4級の方 ●精神障害者保健福祉手帳1、2級の方 ●療育手帳A1、A2、B1の方(同程度の方を含む)
戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の障害の程度が特別項症から第6項症までの方、又は第1款症の方がいる世帯
原爆被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
海外引揚者世帯	海外からの引揚者(日本に入国してから5年を経過していない方)がいる世帯
ハンセン病療養所等世帯	厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所等に入所していた方がいる世帯
義務教育終了前の児童がいる世帯	義務教育終了前の児童がいる世帯(義務教育終了後は、一般世帯の収入基準が適用されます。)

5 現在、次のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。

※該当するものがない場合は、申込みできません。

住宅に困っている状況	
1	住宅でない建物に住んでいる（倉庫、事務所など）
2	親族以外の他の世帯と同居していて、著しく生活上の不便を受けている
3	部屋が狭い（居住部分が1人当たり5畳未満）
4	住宅が狭いため、親族（婚約者を含む）と同居できない（居住部分が1人当たり5畳未満）
5	家賃額が高い（駐車場代、管理費等を除く。食事付住宅等にお住まいの方は食費分を除く） ※現在住んでいる住宅の家賃額が、申込み住宅の最高家賃額（世帯の月収額が158,000円以下の場合は住宅一覧のBの家賃額、158,001円以上214,000円以下の場合はCの家賃額）を超えている（12～17ページ参照）
6	正当な理由による立退要求を受けている（下記ア～ウの理由） ただし、家賃滞納など自己の責めに帰する理由による立退要求や親族からの立退要求は除く ア 国及び地方公共団体が行う公共事業に基づく立退要求 イ 判決、調停に基づく立退要求 ウ 家主等から借地借家法に基づく正当な理由による立退要求
7	台所、便所、浴室がない、又はこの設備を共同で使用している住宅に住んでいる ただし、親族の住宅や間借りの場合は除く
8	老朽化した住宅に住んでいる（木造及び軽量鉄骨は築20年以上、非木造は築50年以上）
9	親族等と一緒に住んでおり、現在の住まいから独立する必要がある
10	エレベーターの無い住宅の2階以上に住んでおり、エレベーターのある住宅または1階へ転居する必要がある
11	高齢であり、シルバーハウジングへの入居を希望する

6 申込者又は同居しようとする親族が、以下の税等を滞納していないこと。

※分割納付中の方も滞納に含めますので、ご心配な方は各担当課へ納付状況をご確認ください。

- (1) 市税（市民税、軽自動車税、固定資産税）及び国民健康保険税
- (2) 現在住んでいる住宅の家賃
- (3) 過去に市営住宅に入居していた場合、市営住宅の家賃など使用に関する一切の債務

7 原則として申込者、又は同居しようとする親族が住宅を所有していないこと。

※ただし、市営住宅入居までに住宅を売却する予定があるなど、事情がある場合は、住宅課へご相談ください。

8 申込者、又は同居親族もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、神奈川県警察本部に照会いたします。

その他の申込資格

- 東日本大震災による原子力災害の避難指示区域に居住していた方、又は「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者に該当される方で申込みを検討されている方は、住宅課へご相談ください。



5 一般世帯向け住宅以外の申込資格

以下の住宅については、共通申込資格（5・6ページ参照）に加えて、申込みをしようとする住宅の申込資格をすべて満たしている必要があります。

申込資格がない住宅に申込みをした場合には、「失格」となります。

一般単身者向け住宅（1人世帯）

基準日（令和8年5月19日）現在、次のすべてに該当する方が申込みできます。

- 1 共通申込資格（3を除く）をすべて満たしている方
- 2 戸籍上配偶者がいない方（離婚を前提に申込みをする方は、2ページの6をご参照ください）
- 3 おひとりで日常生活が可能な方
- 4 次のいずれかに該当する方
 - (1) 60歳以上の方（昭和41年5月19日以前に生まれた方）
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～3級の方
 - (4) 療育手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度がA1・A2・B1・B2の方、又は同程度の障害のある方
 - (5) 戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が特別項症から第6項症までの方、又は第1款症の方
 - (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
 - (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付を受けている方
 - (8) 生活保護を受給されている方
 - (9) 海外引揚者の方（日本に入国して5年を経過していない方）
 - (10) 厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所等に入所していた方
 - (11) DV被害者の方（11ページを参照してください）
 - (12) 犯罪被害者の方（11ページを参照してください）

※大島団地・石橋団地・沢井住宅・佐野川住宅の面積50㎡以下の住戸は1DK、1LDK以外の間取りでも、一般単身者向け住宅の申込資格を満たしていれば、単身者でも申込が可能です。

身体障害者世帯向け住宅（2人以上・車いすを常時必要とする方がいる世帯）

基準日（令和8年5月19日）現在、次のすべてに該当する方が申込みできます。

- 1 共通申込資格をすべて満たしている世帯
- 2 身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている下肢障害の程度が1～4級で、車いすを常時必要とする方、又は、同程度の下肢に関わる障害があり、車いすを常時必要とする方がいる世帯

老人世帯向け住宅（2人以上・60歳以上の世帯）

基準日(令和8年5月19日)現在、次のすべてに該当する方が申込みできます。

- 1 共通申込資格をすべて満たしている方
- 2 申込者が60歳以上(昭和41年5月19日以前の生まれ)の世帯
- 3 次のいずれかに該当する方と同居する世帯
 - (1) 配偶者
 - (2) 申込者と相模原市パートナーシップ宣誓制度の受領証等の交付を受けている方
 - (3) 18歳未満の方
 - (4) 身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方
 - (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～3級の方
 - (6) 療育手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度がA1・A2・B1・B2の方、又は同程度の障害がある方
 - (7) おおむね60歳以上で、市長が適当と認める方

高齢者世帯向け住宅（2人・65歳以上の世帯）

基準日(令和8年5月19日)現在、次のすべてに該当する方が申込みできます。

- 1 共通申込資格をすべて満たしている世帯
- 2 申込者が65歳以上(昭和36年5月19日以前の生まれ)の世帯
- 3 同居する親族1人が次のいずれかに該当する方であること
 - (1) 配偶者
 - (2) 申込者と相模原市パートナーシップ宣誓制度の受領証等の交付を受けているもの
 - (3) 18歳未満の方
 - (4) おおむね60歳以上で、市長が適当と認める方

高齢者単身者向け住宅（1人世帯・65歳以上の方）

基準日(令和8年5月19日)現在、次のすべてに該当する方が申込みできます。

- 1 共通申込資格(3を除く)をすべて満たしている方
- 2 戸籍上配偶者がいない方(離婚を前提に申込みをする方は、2ページの6をご参照ください)
- 3 おひとりで日常生活を送れる方
- 4 65歳以上(昭和36年5月19日以前の生まれ)の方



6 抽選について

公正な抽選を行うため、抽選会は公開で行います。
 抽選会は、市条例で定める相模原市住宅審議会委員の立会いのもとに行います。
 抽選会への出欠は当落に影響はなく、抽選会への立会いの義務はありません。
当日は会場における申込者の混雑が予想されます。
感染症の感染拡大防止のため、抽選会への立会いの自粛をお願いします。

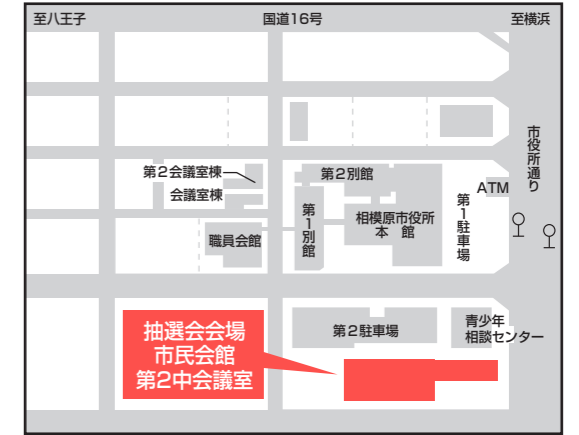
抽選日 **令和8年6月16日(火)**
午前10時から11時まで(予定)

抽選が終わり次第終了します。

会場 **市民会館第2中会議室**

住所：相模原市中央区中央3-13-15

※抽選会では、当選番号の組み合わせを決定します。
 会場内では、個別の当落状況についてはお答えしません。



抽選方法

- 1 抽選器を回して、抽選番号の各桁ごとに抽選を行います。出た玉の番号と順番をもとに、以下の手順で番号を組み合わせ当選番号及び補欠番号を決定します。

例：抽選番号の最大が「199番」である場合

① 百の桁、十の桁、一の桁の各桁ごとに、それぞれ0から9まで10個の玉を抽選器にいれます。

② それぞれの桁の数字の順位を、抽選器を回して、出た玉の順で決めます。

抽選結果(例)

	数字順位									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
百の桁	1	0								
十の桁	4	9	6	0	1	3	5	8	2	7
一の桁	9	8	4	0	2	7	3	5	1	6

③ 各桁の数字を上記の法則に従い、全ての申込住宅番号共通の当選番号及び補欠番号を決めます。

149、049、199、099、169、069…176、076の順に全部の抽選番号の順位が決まります。
 この順位に基づき、募集戸数に応じて上位の抽選番号から順に当選者及び補欠者を決定します。
 優遇倍率により、抽選番号が複数該当した場合は、一番最初の順位の抽選番号が当選番号又は補欠番号となります。

- 2 抽選で当選した方は2次審査を行います。住民票の写しや所得を証明する書類等を提出していただきます。申込書の内容と提出いただいた書類等を照合し、申込書の内容に誤りや偽りが判明した場合、又は必要書類等の提出がない場合は、失格となる場合があります。
- 3 抽選で当選した方が入居を辞退した場合や、2次審査で失格になる等した場合は、補欠者が順位に従い繰り上がり当選者となります。

抽選結果のお知らせ

- 市ホームページ(https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/sumai/1026509/1007952.html) 6月19日(金) (予定)
- 抽選結果通知書 6月30日(火)頃に当選者、補欠者、落選者いずれの方にも送付します。



7 優遇措置について

抽選番号は、**申込住宅番号ごとに1つ**となりますが、次に該当する世帯については、区分ごとの付与個数に応じて、抽選番号を追加で付与します。(倍率優遇2倍)

付与個数は**1つの区分に限りますが、区分14「多数回落選」とは重複できません。**(最大3倍)

優遇措置に該当する場合は、入居申込書の「優遇措置」欄の該当箇所に○印をしてください。

※優遇措置対象者が当選した場合、申請した優遇措置が事実と異なる場合には「失格」となります。

区 分	内容(基準日【令和8年5月19日】現在の状況)	付与個数
1	身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度の方がいる世帯	1
2	障害者世帯 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度の方がいる世帯	1
3	区分2に規定する精神障害の程度に相当する程度(療育手帳A1・A2・B1)の方がいる世帯	1
4	戦傷病者世帯 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度の方がいる世帯	1
5	原爆被爆者世帯 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	1
6	引揚者世帯 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯	1
7	ハンセン病療養所等世帯 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯	1
8	母子・父子世帯 母子・父子世帯で、20歳未満の扶養している子がいる世帯	1
9	子育て世帯 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯。ただし、エレベータのない住宅の4階若しくは5階の住宅、又は入居人数の条件が3人以上に設定されている住宅に申込みをした場合に限る ※「8 募集する住宅一覧」P12~P17のうち、特記に「○」が記入されているものに限る	1
10	被災市街地特措法該当世帯 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定の適用を受ける方がいる世帯	1
11	福島特措法該当世帯 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定の適用を受ける方がいる世帯	1

12	D V 被害者世帯	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者(4においてこれらの者を「被害者」という。)で次のいずれかに該当するものがある世帯 1 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 2 配偶者暴力防止等法第10条第1項及び10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの 3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項若しくは第2項に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第3条第1項若しくは第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者暴力防止等法第1条第3項に規定する配偶者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手(4においてこれらの者を「配偶者等」という。)からの暴力を理由として保護を受けたことの証明書が発行されている者 4 被害者の支援を行う地方公共団体の機関、地方公共団体と連携して被害者の支援を図るための活動を行う民間の団体その他市長が適当と認める機関又は団体において、配偶者等からの暴力を理由として避難していることを申し出たことの確認がされている者	1
13	犯罪被害者世帯	相模原市犯罪被害者等支援条例第2条第2号に規定する犯罪被害者等で、従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のいずれかに該当する世帯 1 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった世帯 2 居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった世帯	1
14	多数回落選	過去5年間に4回以上落選している申込者(市で確認します) ※なお、当選後に辞退又は失格となった場合、落選回数は0回となり、次の申込時から数え直しとなります。	1



8 募集する住宅一覧 (61戸)

「特記」記載の印の意味 「○」：子育て世帯の優遇措置の対象住宅 優遇される住宅は次のいずれかです ・エレベーターのない住宅のうち 4階又は5階のもの ・入居人数の条件が3人以上の住宅 「■」：エレベーターがない住宅の1階 「▲」：エレベーターがない住宅の2階 「★」：居室内で人身等の事故があった物件	「駐車場」欄の印の意味 「×」：駐車場はありません。(令和8年4月1日現在) 「空無」：駐車場はありますが、空がありません。 (令和8年4月1日現在) 「空有」：駐車場があり、空があります。 (令和8年4月1日現在) ※必ずしも駐車スペースを確保するものではありません。 ※駐車場利用料は近隣の民間駐車場と同程度の金額です。 ※借り上げ型住宅の駐車場の場合、建物所有者との直接契約です。	「コンロ」欄の印の意味 「ガス×」：ガスコンロが設置されていません。 ご自身でガスコンロを用意していただきます。 「電気IH」：IHコンロが設置されています。 「電気○」：電気コンロが設置されています。 (IHコンロへ切り替わる場合があります。) 「電気×」：電気コンロが設置されていません。 ご自身で電気コンロ又はIHコンロを用意していただきます。	「給湯方式」欄の印の意味 「風呂のみ」：風呂に給湯設備があります。 「風呂・台所のみ」：風呂、台所に給湯設備があります。 「風呂・台所・洗面所」：風呂、台所、洗面所に給湯設備があります。 ※設備のない箇所については、ご自身で設置していただきます。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

・表中の家賃額は目安の額です。一般世帯（本来階層）はA～B、高齢者世帯等（裁量階層）はA～Cの範囲で、入居者の世帯収入により異なります。

・入居申込書の「住宅に困っている理由」で、(5)の「家賃が高い」を理由に申込みの場合は、現在住んでいる住宅の家賃額が、申込み住宅の最高家賃額（世帯の月収額が158,000円以下の場合はBの家賃額、158,001円以上214,000円以下の場合はCの家賃額）を超えている必要があります。

募集住宅

募集住宅

<例>

申込住宅番号	申込住宅名	特記	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度	設備					高齢者世帯等の家賃額		備考	過去5年間の直近の応募倍率
										駐車場	エレベーター	ガス	コンロ	給湯方式	一般世帯の家賃額	～C		
*****	〇〇団地	○	3DK	2人以上	1	4階建て / 4階部分	中央区中央 2-11-15	相模原駅 バス10分	H10	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	A～B	～C		1.0 (R7.11)

一般世帯向け住宅 (51戸)

住宅の場所については「市営住宅地図」(42ページ)を参照してください。

	申込住宅番号	申込住宅名	特記	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度	設備					高齢者世帯等の家賃額		備考	過去5年間の直近の応募倍率
											駐車場	エレベーター	ガス	コンロ	給湯方式	一般世帯の家賃額	～C		
緑区	101	大島団地	▲	3DK	1人以上	1	5階建て/2階部分	緑区大島11	橋本駅 バス15分 徒歩1分	S48	×	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	13,600～20,200	～26,700	単身での申込みの場合、7ページの「一般単身者向け住宅」の申込資格に該当する必要があります。	14.0 (R7.5)
	102		○	3DK	1人以上	2	5階建て/5階部分			S48	×	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	14,400～21,400	～28,200	単身での申込みの場合、7ページの「一般単身者向け住宅」の申込資格に該当する必要があります。	1.3 (R7.5)
	103	二本松団地		2DK	2人以上	1	5階建て/3階部分	緑区二本松 4-16	橋本駅 バス5分 徒歩2分	S62	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	19,800～29,500	～38,900		7.0 (R4.5)
	104		○	2DK	2人以上	1	5階建て/4階部分			S62	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	19,800～29,500	～38,900		2.0 (R7.11)
	105			3DK	2人以上	1	5階建て/3階部分			S62	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	23,300～34,800	～45,800		7.0 (R3.11)
	106	上九沢団地		2DK	2人以上	6	6・9・14階建て/ 4・6・8・9・11階部分	緑区上九沢4	橋本駅 バス15分 徒歩1分	H13・14・15	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所・洗面所	26,100～38,900	～51,300		3.5 (R7.11)
	107			2LDK	2人以上	8	6・9階建て/ 2・3・4・5・6階部分			H13・14・15	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所・洗面所	28,500～42,500	～56,000		2.6 (R7.11)
	108		○	3DK	4人以上	1	6階建て/6階部分			H13	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所・洗面所	31,100～46,300	～61,000		0.5 (R7.11)
	109	中原団地	○	2K	2人以上	1	4階建て/4階部分	緑区向原 1-6-1	橋本駅 バス16分 徒歩1分	H7	空有	無	集中プロパン	ガス×	風呂・台所・洗面所	22,000～32,700	～43,100		—
中央区	110	富士見団地	■	3DK	2人以上	1	5階建て/1階部分	中央区富士見 5-6	相模原駅 バス10分 徒歩1分 又は矢部駅 徒歩15分	S57	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	22,700～33,900	～44,700		21.0 (R7.5)
	111			3DK	2人以上	2	5階建て/3階部分			S54・57	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	20,700～30,800	～40,600		2.0 (R7.11)
	112		○	3DK	2人以上	3	5階建て/4・5階部分			S55・57	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	22,600～33,600	～44,400		2.0 (R7.11)
	113	東団地	■	2DK	2人以上	1	4階建て/1階部分	中央区相生 2-7・8・9	淵野辺駅 バス5分 徒歩1分 又は徒歩15分	S63	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	21,000～31,300	～41,300		2.0 (R7.11)
	114		▲	2DK	2人以上	1	4階建て/2階部分			S61	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	20,500～30,500	～40,200		—

「特記」記載の印の意味
 「○」：子育て世帯の優遇措置の対象住宅
 優遇される住宅は次のいずれかです
 ・エレベーターのない住宅のうち
 4階又は5階のもの
 ・入居人数の条件が3人以上の住宅
 「■」：エレベーターがない住宅の1階
 「▲」：エレベーターがない住宅の2階
 「★」：居室内で人身等の事故があった物件

「駐車場」欄の印の意味
 「×」：駐車場はありません。(令和8年4月1日現在)
 「空無」：駐車場はありますが、空がありません。
 (令和8年4月1日現在)
 「空有」：駐車場があり、空があります。
 (令和8年4月1日現在)
 ※必ずしも駐車スペースを確保するものではありません。
 ※駐車場利用料は近隣の民間駐車場と同程度の金額です。
 ※借り上げ型住宅の駐車場の場合、建物所有者との直接契約です。

「コンロ」欄の印の意味
 「ガス×」：ガスコンロが設置されていません。
 ご自身でガスコンロを用意していただきます。
 「電気IH」：IHコンロが設置されています。
 「電気○」：電気コンロが設置されています。
 (IHコンロへ切り替わる場合があります)
 「電気×」：電気コンロが設置されていません。
 ご自身で電気コンロ又はIHコンロを用意していただきます。

「給湯方式」欄の印の意味
 「風呂のみ」：風呂に給湯設備があります。
 「風呂・台所のみ」：風呂、台所に給湯設備があります。
 「風呂・台所・洗面所」：風呂、台所、洗面所に給湯設備があります。
 ※設備のない箇所については、ご自身で設置していただきます。

・表中の家賃額は目安の額です。一般世帯（本来階層）はA～B、高齢者世帯等（裁量階層）はA～Cの範囲で、入居者の世帯収入により異なります。
 ・入居申込書の「住宅に困っている理由」で、(5)の「家賃が高い」を理由に申込みの場合は、現在住んでいる住宅の家賃額が、申込み住宅の最高家賃額（世帯の月収額が158,000円以下の場合はBの家賃額、158,001円以上214,000円以下の場合はCの家賃額）を超えている必要があります。

<例>

申込住宅番号	申込住宅名	特記	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度	設備				高齢者世帯等の家賃額		備考	過去5年間の直近の応募倍率	
										駐車場	エレベーター	ガス	コンロ	給湯方式	一般世帯の家賃額			高齢者世帯の家賃額
*****	〇〇団地	○	3DK	2人以上	1	4階建て / 4階部分	中央区中央 2-11-15	相模原駅 バス10分	H10	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	A~B	~C		1.0 (R7.11)

一般世帯向け住宅 (51戸)

住宅の場所については「市営住宅地図」(42ページ)を参照してください。

	申込住宅番号	申込住宅名	特記	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度	設備				高齢者世帯等の家賃額		備考	過去5年間の直近の応募倍率	
											駐車場	エレベーター	ガス	コンロ	給湯方式	一般世帯の家賃額			高齢者世帯の家賃額
中央区	115	東団地		2DK	2人以上	1	4階建て/3階部分	中央区相生 2-7-8・9	淵野辺駅 バス5分 徒歩1分 又は徒歩15分	S63	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	20,100~29,900	~39,500		1.0 (R7.5)
	116		○	3DK	2人以上	3	4階建て/4階部分			S57・58・H元	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	22,700~33,800	~44,600		1.0 (R7.11)
	117	石橋団地	○	2DK	1人以上	1	5階建て/4階部分	中央区上溝 3876	上溝駅 バス10分 徒歩2分 又は徒歩20分	H2	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	21,500~32,100	~42,300	単身での申込みの場合、7ページの「一般単身者向け住宅」の申込資格に該当する必要があります。	8.0 (R5.5)
	118	淵野辺団地		2DK	2人以上	2	5階建て/1・3階部分	中央区淵野辺 2-32-1	淵野辺駅 徒歩11分	H4	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所のみ	23,000~34,300	~45,200		2.0 (R7.5)
	119		○	3DK	4人以上	1	5階建て/5階部分			H4	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所のみ	28,800~42,900	~56,500		1.0 (R7.5)
	120	すすきの住宅	○	3DK	4人以上	2	6階建て/4・6階部分	中央区すすきの町 19-1	相模原駅 バス7分 徒歩1分 又は徒歩17分	H6	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所のみ	30,100~44,800	~59,100		1.0 (R7.5)
	121	横山住宅		2LDK	2人以上	1	5階建て/2階部分	中央区横山 6-5-1	上溝駅 徒歩6分	H7	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所のみ	27,900~41,500	~54,700		15.0 (R7.11)
	122	星が丘住宅		2DK	2人以上	1	4階建て/4階部分	中央区星が丘 4-9-14	上溝駅 徒歩10分	H9	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所・洗面所	25,500~38,000	~50,100		7.0 (R6.11)
	123	田名塩団地		2DK	2人以上	1	8階建て/8階部分	中央区田名塩田 3-3	原当麻駅 バス12分 徒歩1分	H19	空有	有	集中プロパン	ガス×	風呂・台所・洗面所	27,100~40,400	~53,300		2.0 (R7.11)
	124			2LDK	2人以上	1	5階建て/3階部分			H13	空有	有	集中プロパン	ガス×	風呂・台所・洗面所	29,200~43,500	~57,400		1.0 (R7.11)
	125		○	3DK	3人以上	1	8階建て/5階部分			H19	空有	有	集中プロパン	ガス×	風呂・台所・洗面所	32,300~48,200	~63,500		0.7 (R7.11)
	126	並木団地		2DK	2人以上	1	7階建て/5階部分	中央区並木 3-1-19	淵野辺駅 バス8分 徒歩4分 又は徒歩25分	H22	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所・洗面所	27,000~40,200	~53,000		9.7 (R7.11)
	127		★	2DK	2人以上	1	7階建て/7階部分			H22	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所・洗面所	27,000~40,200	~53,000		—
南区	128	文京団地		3DK	2人以上	1	5階建て/3階部分	南区文京 2-15-16	相模大野駅 バス5分 徒歩1分 又は徒歩15分	H2	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	25,400~37,800	~49,900		4.0 (R7.5)
	129		○	3DK	2人以上	2	5階建て/4・5階部分			H2・3	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	25,400~37,800	~49,900		3.0 (R7.5)
	130	南台団地		2DK	2人以上	1	7階建て/6階部分	南区南台 4-12-54	小田急相模原駅 徒歩8分	H21	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所・洗面所	27,400~40,800	~53,900		36.5 (R7.11)

「特記」記載の印の意味
 「○」：子育て世帯の優遇措置の対象住宅
 優遇される住宅は次のいずれかです
 ・エレベーターのない住宅のうち
 4階又は5階のもの
 ・入居人数の条件が3人以上の住宅
 「■」：エレベーターがない住宅の1階
 「▲」：エレベーターがない住宅の2階
 「★」：居室内で人身等の事故があった物件

「駐車場」欄の印の意味
 「×」：駐車場はありません。(令和8年4月1日現在)
 「空無」：駐車場はありますが、空きがありません。
 (令和8年4月1日現在)
 「空有」：駐車場があり、空きがあります。
 (令和8年4月1日現在)
 ※必ずしも駐車スペースを確保するものではありません。
 ※駐車場利用料は近隣の民間駐車場と同程度の金額です。
 ※借り上げ型住宅の駐車場の場合、建物所有者との直接契約です。

「コンロ」欄の印の意味
 「ガス×」：ガスコンロが設置されていません。
 ご自身でガスコンロを用意していただきます。
 「電気IH」：IHコンロが設置されています。
 「電気○」：電気コンロが設置されています。
 (IHコンロへ切り替わる場合があります。)
 「電気×」：電気コンロが設置されていません。
 ご自身で電気コンロ又はIHコンロを用意していただきます。

「給湯方式」欄の印の意味
 「風呂のみ」：風呂に給湯設備があります。
 「風呂・台所のみ」：風呂、台所に給湯設備があります。
 「風呂・台所・洗面所」：風呂、台所、洗面所に給湯設備があります。
 ※設備のない箇所については、ご自身で設置していただきます。

・表中の家賃額は目安の額です。一般世帯(本来階層)はA~B、高齢者世帯等(裁量階層)はA~Cの範囲で、入居者の世帯収入により異なります。
 ・入居申込書の「住宅に困っている理由」で、(5)の「家賃が高い」を理由に申込み場合は、現在住んでいる住宅の家賃額が、申込み住宅の最高家賃額(世帯の月収額が158,000円以下の場合はBの家賃額、158,001円以上214,000円以下の場合はCの家賃額)を超えていることが必要です。

○印の住宅は借り上げ型住宅です。民間の土地所有者が建設した住宅を市が借り上げて公営住宅としているため、借上げ期間満了時には、他の住宅へ転居していただくことがあります。

<例>

申込住宅番号	申込住宅名	特記	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度	設備					高齢者世帯等の家賃額		シルバーハウジング	借上型住宅借上期限	過去5年間の直近の応募倍率	
										駐車場	エレベーター	ガス	コンロ	給湯方式	一般世帯の家賃額	~C				
*****	〇〇団地	○	3DK	2人以上	1	4階建て / 4階部分	中央区中央2-11-15	相模原駅 徒歩10分	H10	空有	無	都市ガス	ガス×	風呂のみ	A~B	~C	×	○	令和14年(2032年)3月31日	2.0 (R7.11)

身体障害者世帯向け住宅(1戸) 2人以上・車いすを常時必要とする方がいる世帯

住宅の場所については「市営住宅地図」(42ページ)を参照してください。

申込住宅番号	申込住宅名	特記	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度	設備					高齢者世帯等の家賃額		シルバーハウジング	借上型住宅借上期限	過去5年間の直近の応募倍率
										駐車場	エレベーター	ガス	コンロ	給湯方式	一般世帯の家賃額	~55,900			
131	淵野辺団地		2LDK	2人以上	1	5階建て/1階部分	中央区淵野辺2-32-1	淵野辺駅 徒歩11分	H4	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所のみ	28,500~42,400	~55,900	×	-	7.0 (R6.5)

老人世帯向け住宅(5戸) 2人以上・60歳以上の世帯

住宅の場所については「市営住宅地図」(42ページ)を参照してください。

申込住宅番号	申込住宅名	特記	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度	設備					高齢者世帯等の家賃額		備考	過去5年間の直近の応募倍率
										駐車場	エレベーター	ガス	コンロ	給湯方式	一般世帯の家賃額	~51,300		
132	上九沢団地		2DK	2人以上	2	10階建て/2・4階部分	緑区上九沢4	橋本駅 徒歩15分 徒歩1分	H15	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所・洗面所	26,100~38,900	~51,300		3.0 (R7.11)
133	淵野辺団地		2DK	2人以上	3	5階建て/1・5階部分	中央区淵野辺2-32-1	淵野辺駅 徒歩11分	H4	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所のみ	23,000~34,300	~45,200		2.5 (R7.5)

高齢者世帯向け住宅(1戸) 2人・65歳以上の世帯

住宅の場所については「市営住宅地図」(42ページ)を参照してください。

申込住宅番号	申込住宅名	特記	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度	設備					高齢者世帯等の家賃額		シルバーハウジング	借上型住宅借上期限	過去5年間の直近の応募倍率
										駐車場	エレベーター	ガス	コンロ	給湯方式	一般世帯の家賃額	~50,900			
134	上九沢団地		2DK	2人	1	9階建て/2階部分	緑区上九沢4	橋本駅 徒歩15分 徒歩1分	H14	空有	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所・洗面所	25,900~38,600	~50,900	○	-	4.0 (R6.11)

高齢者単身向け住宅(3戸) 1人・65歳以上の方

住宅の場所については「市営住宅地図」(42ページ)を参照してください。

申込住宅番号	申込住宅名	特記	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度	設備					高齢者世帯等の家賃額		シルバーハウジング	借上型住宅借上期限	過去5年間の直近の応募倍率	
										駐車場	エレベーター	ガス	コンロ	給湯方式	一般世帯の家賃額	~37,600				
135	田名塩田団地		1DK	1人	1	8階建て/1階部分	中央区田名塩田3-3	原当麻駅 徒歩12分 徒歩1分	H19	空有	有	集中プロパン	ガス×	風呂・台所・洗面所	19,200~28,500	~37,600	○	-	18.0 (R7.11)	
136	あじさい住宅 下溝	■	1DK	1人	1	2階建て/1階部分	南区下溝2103-28	原当麻駅 徒歩2分 徒歩6分 又は徒歩15分	H13	空無	無	プロパン	ガス×	風呂・台所・洗面所	15,700~23,400	~30,900	○	○	令和14年(2032年)3月31日	9.0 (R6.5)
137	あじさい住宅 相武台		1DK	1人	1	3階建て/2階部分	南区相武台2-11-10	相武台前駅 徒歩9分	H14	空無	有	都市ガス	ガス×	風呂・台所・洗面所	16,200~24,200	~31,900	○	○	令和15年(2033年)3月31日	12.0 (R6.11)

※この住宅はシルバーハウジングです。以下の事項を必ず確認し、ご了解の上、お申込みください。

高齢者世帯等が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住宅です。シルバーハウジングの主な特徴等は次のとおりです。
 (1)シルバーハウジングには、緊急通報システムなどが設置され、入居者に対する安否確認・生活指導・緊急対応等のサービスを提供する生活援助員が派遣されています。(2)緊急通報システムが設置してあるため、入居にあたり作動に必要なNTTのアナログ電話回線を、入居者の負担で必ず設置、加入していただく必要があります。(3)生活援助員の派遣については、入居者の所得に応じて月額0~1,000円の費用負担があります。(4)生活援助員が使用する部屋の電気料などについても、シルバーハウジングの入居者で負担していただきます。



9 住宅の間取り

- ・ 代表的な間取り図のため、位置や大きさや向きに違いがあります。
- ・ 同じ間取り(2DK、3DKなど)が複数ある場合は、当選順位により決定します。
(申込者が指定することはできず、事前にお伝えすることもできません)

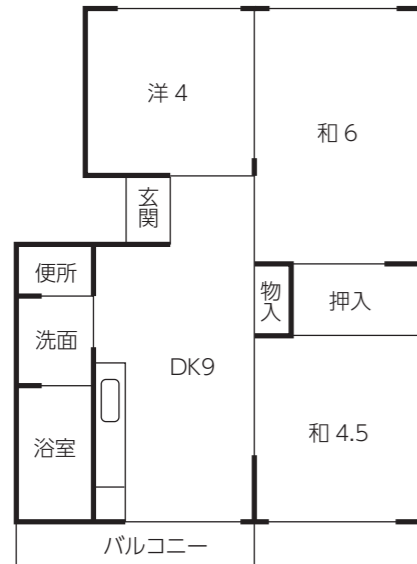
※住宅の情報はこちらからもご確認ください。

<https://sagamihara-shiejyuutaku.com/housing/>



一般世帯向け住宅

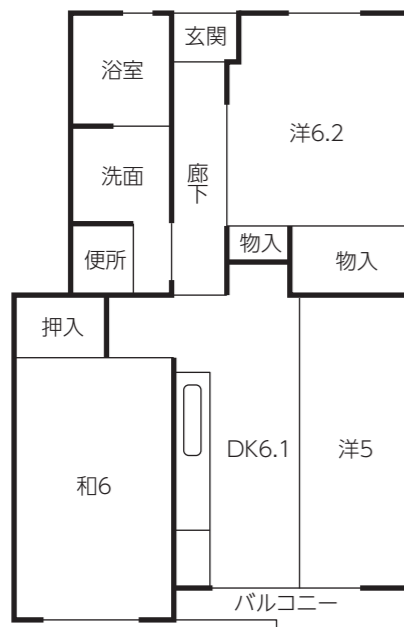
〔大島団地 3DK〕
43.3㎡



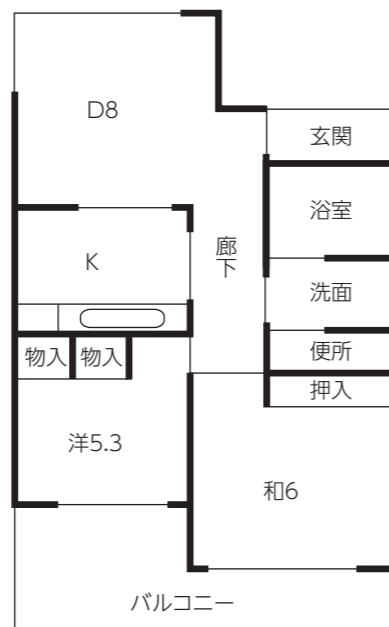
〔二本松団地 2DK〕
48.5㎡



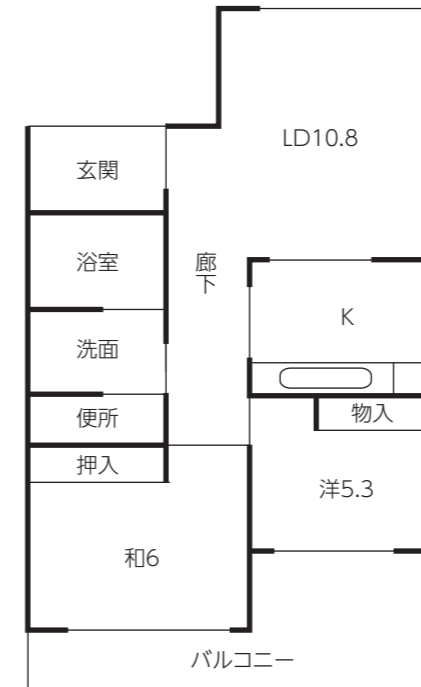
〔二本松団地 3DK〕
57.1㎡



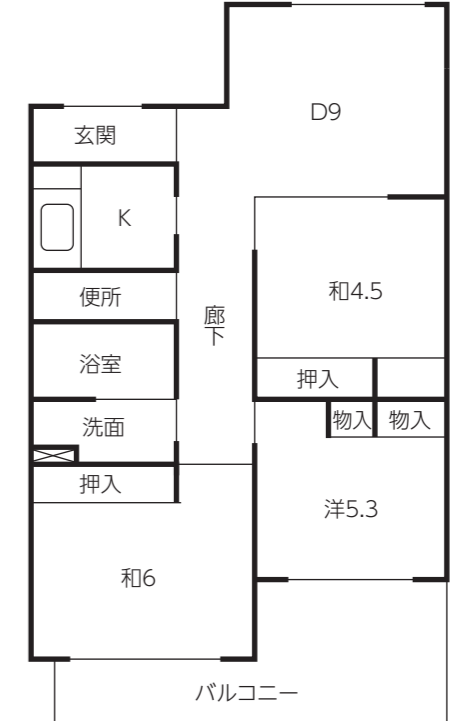
〔上九沢団地 2DK〕
56.2㎡



〔上九沢団地 2LDK〕
61.7㎡



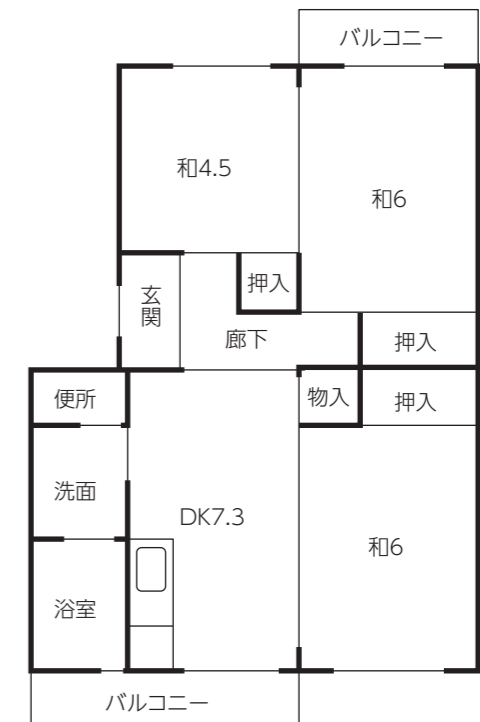
〔上九沢団地 3DK〕
67.2㎡



〔中原団地 2K〕
55.0㎡



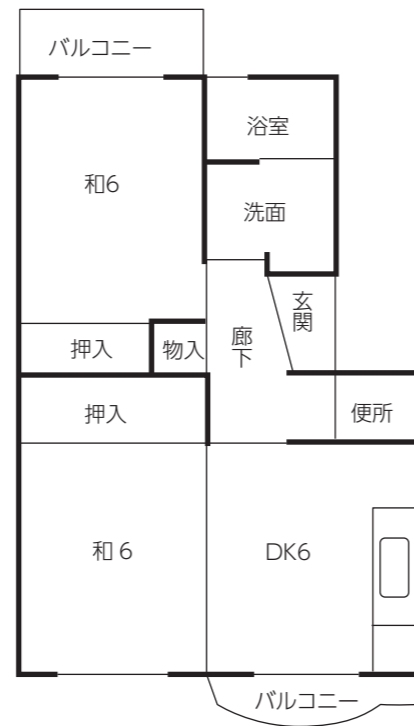
〔富士見団地 3DK〕
57.1㎡



〔東団地 2DK〕
48.5㎡



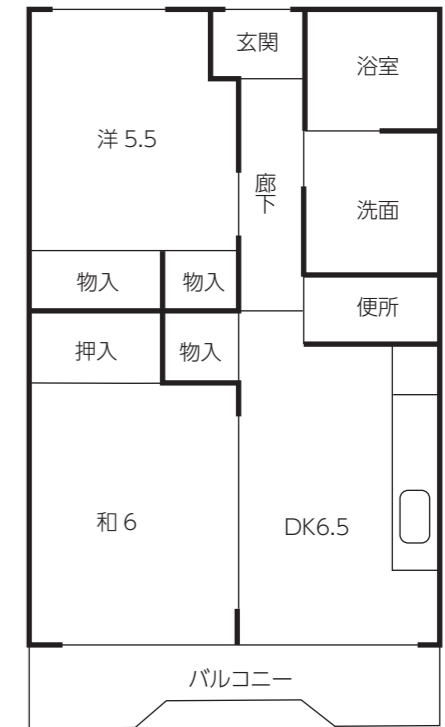
〔東団地 2DK〕
48.8㎡



〔石橋団地 2DK〕
48.5㎡



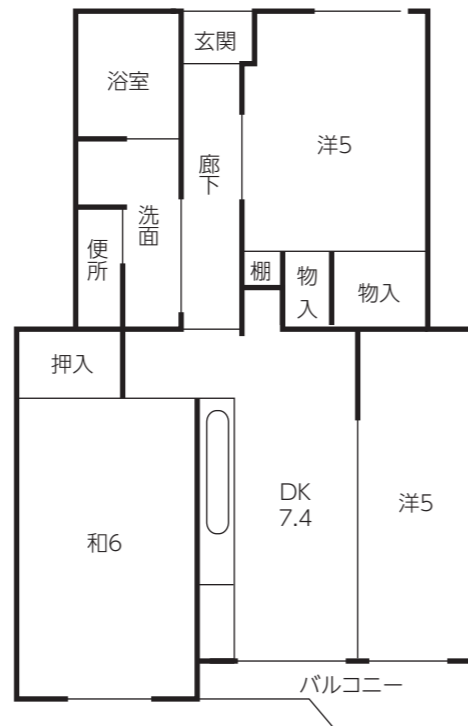
〔淵野辺団地 2DK〕
50.5㎡



〔東団地 3DK〕
57.1㎡



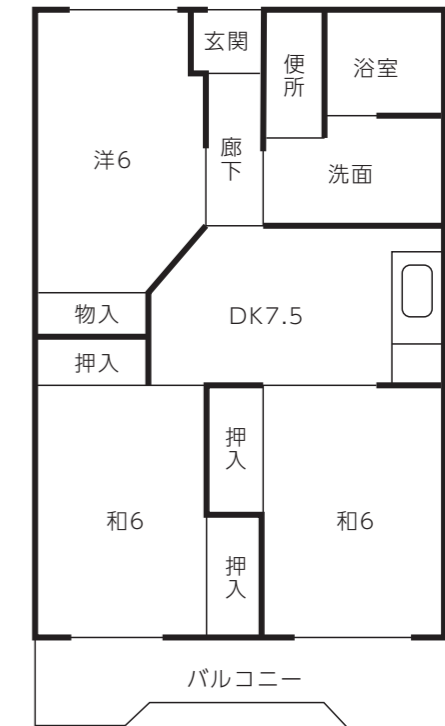
〔東団地 3DK〕
57.1㎡



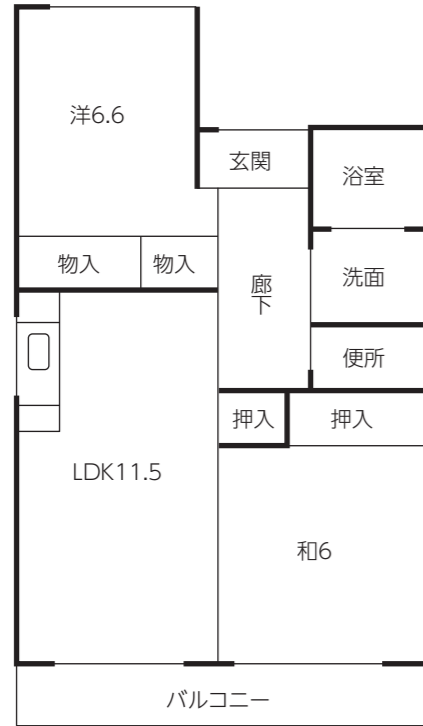
〔淵野辺団地 3DK〕
63.1㎡



〔すすきの住宅 3DK〕
65.1㎡



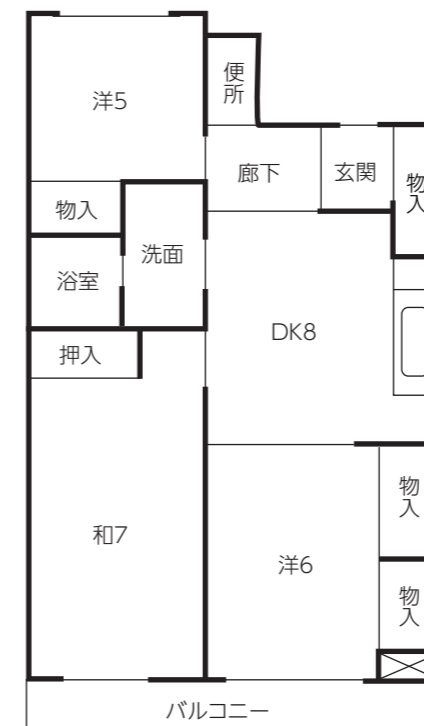
〔横山住宅 2LDK〕
60.0㎡



〔星が丘住宅 2DK〕
54.4㎡



〔田名塩田団地 3DK〕
66.1㎡



〔並木団地 2DK〕
54.5㎡



〔田名塩田団地 2DK〕
55.5㎡



〔田名塩田団地 2LDK〕
61.3㎡



〔文京団地 3DK〕
57.1㎡



〔南台団地 2DK〕
55.6㎡



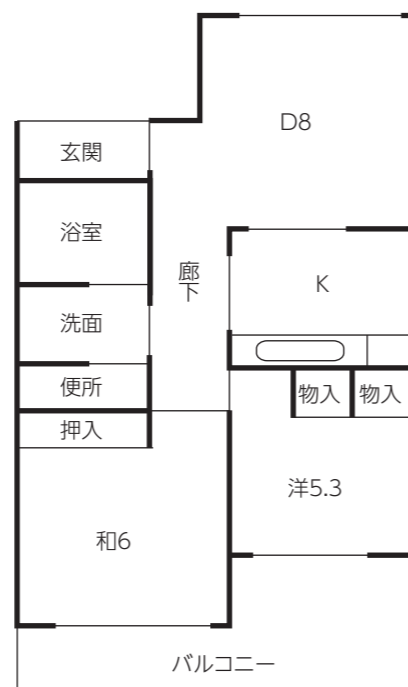
身体障害者世帯向け住宅(2人以上・
車いすを常時必要とする方がいる世帯)

〔淵野辺団地 2LDK〕
62.4㎡



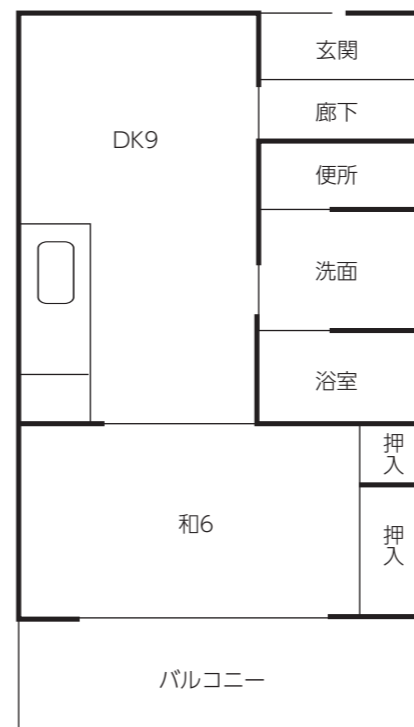
老人世帯向け住宅
(2人以上・60歳以上の方)

〔上九沢団地 2DK〕
56.2㎡



高齢者単身者向け住宅 (1人世帯・65歳以上の方)

〔田名塩田団地 1DK〕
39.2㎡



〔あじさい住宅下溝 1DK〕
33.0㎡

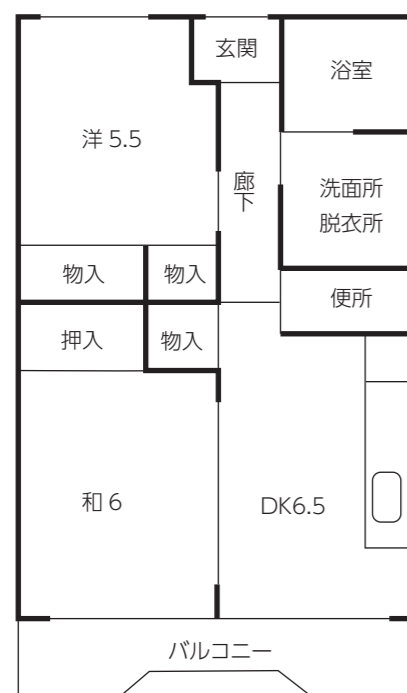


募集住宅

募集住宅

老人世帯向け住宅
(2人以上・60歳以上の方)

〔淵野辺団地 2DK〕
50.5㎡



高齢者世帯向け住宅
(2人世帯・65歳以上の方)

〔上九沢団地 2DK〕
55.8㎡



〔あじさい住宅相武台 1DK〕
33.9㎡





10 月収額の計算

●申込みの基準となる世帯の月収額の計算方法は、まず1年間の総所得金額を計算して、そこからあてはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を12で割ったものです。

●総所得金額の計算方法は、得ている収入の種類（年金・給与・事業等の所得）や、現在の勤務先に勤務し始めた年月日、現在の事業などを始めた年月日によって異なります。

$$\left(\boxed{\text{1年間の総所得金額}} - \boxed{\text{控除額}} \right) \div \boxed{\text{12か月}} = \boxed{\text{世帯の月収額}}$$

世帯の月収額により、申込資格の有無、家賃額が決まります。

1 計算にあたっての注意事項

(1) 計算の対象となる収入の種類

申込者及び同居しようとする親族が、基準日（令和8年5月19日）現在に得ている収入で、次に該当するもの。退職を予定している方でも、令和8年5月19日現在、次の収入がある場合は、計算対象です。

- ア. 国民年金、厚生年金、普通恩給等（※遺族年金、障害年金等を除く）
- イ. 給与、賞与、残業代、その他の手当（アルバイト、パート等の収入も含む。ただし、非課税の交通費は除く。）
- ウ. 日雇派遣等による収入
- エ. 事業による収入（生命保険の外交員報酬等も含む）
- オ. その他、利子・配当等継続的な収入で課税対象となるもの

(2) 収入から除外されるもの

- ア. 遺族が受給している年金及び恩給
- イ. 生活保護の扶助費、中国残留邦人等としての支援給付、障害年金、退職一時金、雇用保険金、休業補償、傷病手当、児童扶養手当、仕送り等
- ウ. 恩給に規定する増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）及び傷病賜金その他公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に起因して受けるこれに準じて給付されるもの。

(3) 計算の対象となる期間

- ア. 令和7年1月1日以前から勤務先（事業の方は事業の内容、年金の方は年金の種類）が変わっていない方は、令和7年中の収入が対象です。
- イ. 令和7年1月2日以降に就職、転職した方は、就職、転職した翌月からの収入により計算します。
- ウ. 基準日（令和8年5月19日）現在に就職していない方は無職とし、就職していた時の収入は計算の対象としません。

(4) 休業・休職期間がある方

令和7年1月2日以降に休業・休職により無収入の期間がある方は、復業・復職の翌月からの収入で計算します。30、31、36、37ページの収入計算の方法（計算例）の就職年月日を復業・復職年月日に読みかえて計算してください。

(5) 2人以上に収入があるとき

入居する方全員（婚約者を含む）の所得金額を個別に算出して合算します。（32～39ページの例をご覧ください）

(6) 1人に2種類以上の収入があるとき

- ア. 1人で2種類以上の収入を得ているとき（年金と給与、給与と事業所得等）は、所得金額を個別に算出して合算します。
- イ. 1人で同じ種類の収入を2か所以上から得ている（2か所から給与を得ている、2種類の公的年金を受けている）ときは、それぞれの支給額を合算してから、所得金額を算出します。

2 各控除の内容及び控除額について

1年間の総所得金額から次の控除額を差し引いてください。

1の「親族控除」は単身者を除くすべての世帯に該当します。

2～8の控除は、世帯に老人控除対象配偶者、老人扶養、特定扶養親族、障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親に該当し、所得税法上認定された場合、1の「親族控除」に加え、該当する控除を行います。

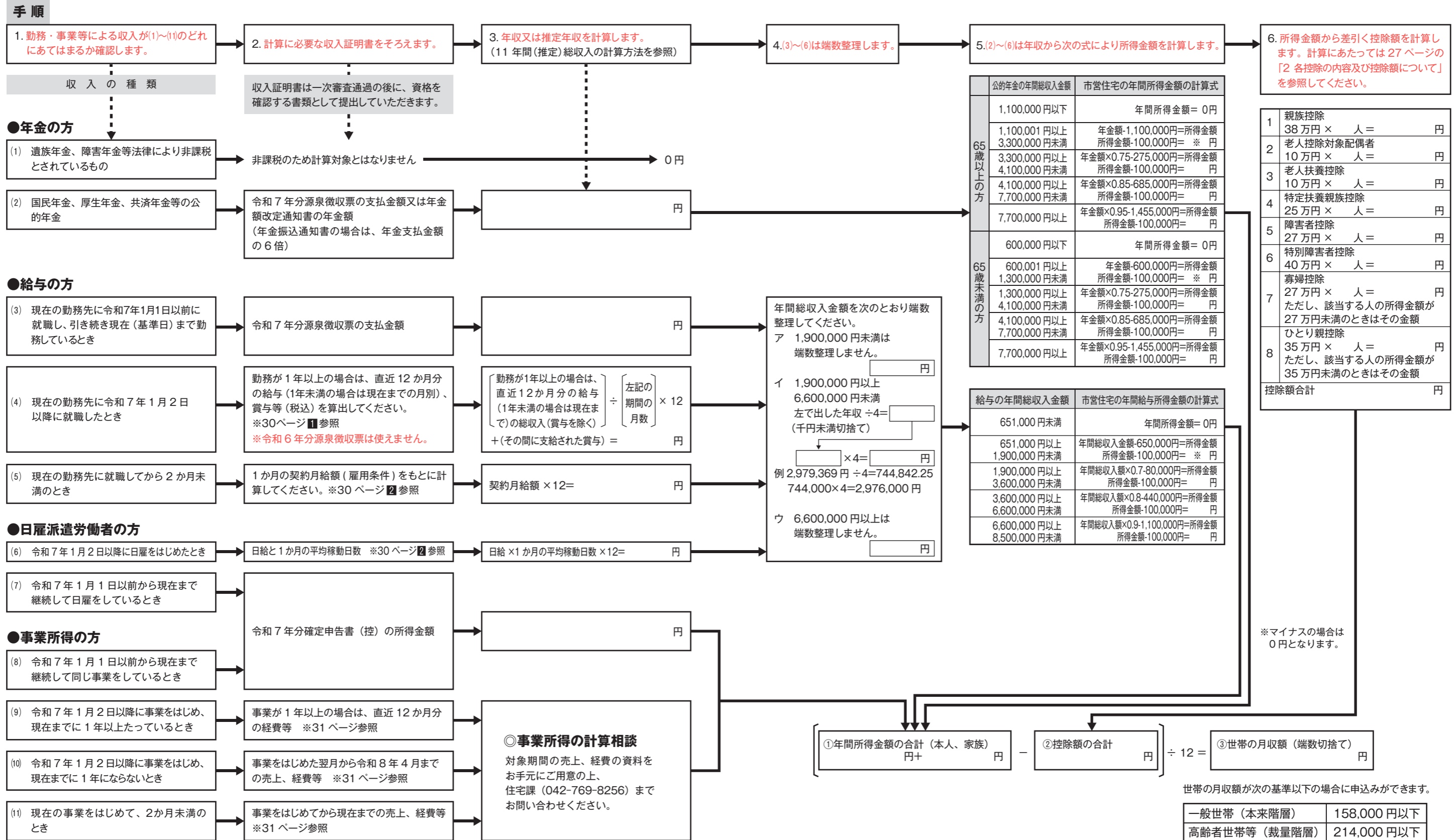
	控除の種類	控除を受けられる方	控除額（年額）
1	親族控除	申込者本人を除く同居しようとする親族（婚約者及び同居しないが所得税法上の扶養親族の方を含む） ①出産予定の子は含みません。 ②同居しようとする親族は、親族控除の対象となります。 ③遠隔地扶養は、所得税法上認められている扶養親族が対象となります。	1人につき 年 380,000 円

▼以下の2～8の控除は1の親族控除にあわせて控除します。

2	老人控除対象配偶者	所得税法上の控除対象配偶者のうち、年齢 70 歳以上の方	1人につき 年 100,000 円
3	老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の方	1人につき 年 100,000 円
4	特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 23 歳未満の方（配偶者は該当しません）	1人につき 年 250,000 円
5	障害者控除	申込者本人、同居親族又は同居しない扶養親族で次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 …このうち 1～2 級の方は、特別障害者控除 ②心身喪失の常況、又は児童相談所、障害者更生相談所等の判定により知的障害者と判定された方 …このうち重度（A1、A2）と判定された方は、特別障害者控除 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 …このうち 1 級の方は、特別障害者控除 ④精神に障害のある方で国民年金又は厚生年金の障害年金証書を交付されている方 …このうち 1 級の方は、特別障害者控除 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方 …このうち特別項症から第 3 項症の方は、特別障害者控除 ⑥原爆被爆者のうち、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方 …特別障害者控除 ⑦その他所得税法上認定されている方 ※「障害者控除対象者認定書」については、市の各高齢・障害者相談課へお問い合わせください。	障害者控除 1人につき 年 270,000 円
6	特別障害者控除		特別障害者控除 1人につき 年 400,000 円
7	寡婦控除	申込者本人が次のいずれかに該当し、かつ、年間総所得金額が500万円以下である方 ①以下の(1)・(2)のどちらかに該当し、扶養親族（子以外）のいる方 (1)夫と死別・離婚した後、婚姻していない方 (2)夫の生死が明らかでない方 ②以下の(1)・(2)のどちらかに該当し、扶養親族のいない方 (1)夫と死別した後、婚姻していない方 (2)夫の生死が明らかでない方 住民票の続柄欄に「夫(未届)」、「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある方は、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるため、「寡婦」には該当しません。	年 270,000 円 (所得金額が 27 万円未満のときはその額)
8	ひとり親控除	申込者本人が、生計を一にする子※を持ち、次のいずれかに該当し、かつ、年間総所得金額が500万円以下である方 ①配偶者と死別・離婚した後、婚姻していない方 ②婚姻歴のない方 ③配偶者の生死が明らかでない方 ※「生計を一にする子」とは、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされておらず、年間総所得金額が58万円以下の子をいいます。 住民票の続柄欄に「夫(未届)」、「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある方は、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるため、「ひとり親」には該当しません。	年 350,000 円 (所得金額が 35 万円未満のときはその額)

3 月収額の計算方法

世帯の月収額は、次の手順にしたがって計算します。
 計算にあたっては、まず、収入が次の(1)~(11)のどれにあてはまるかを確認の上、→にそって具体的に数字をあてはめながら計算してください。



- ・ 申込時には、「収入証明書」(源泉徴収票、給与証明書、年金額改定通知書、確定申告書写し等)の添付の必要はありません。
- ・ 2次審査(資格審査)時に審査書類として収入証明書を提出していただきます。

収入計算

収入計算

世帯の月収額が次の基準以下の場合に申込みができます。

一般世帯(本来階層)	158,000円以下
高齢者世帯等(裁量階層)	214,000円以下

◇高齢者世帯等(裁量階層)については5ページを参照。



11 年間(推定)総収入の計算方法

1 現在の勤務先に、令和7年1月2日以降から勤務し、2ヶ月以上の方の例
令和7年7月15日から勤務している場合の例

給 与	7年 7月 75,000円	8年 1月 150,000円
	7年 8月 150,000円	8年 2月 150,000円
	7年 9月 150,000円	8年 3月 150,000円
	7年 10月 150,000円	8年 4月 150,000円
	7年 11月 150,000円	年 月 円
	7年 12月 150,000円	年 月 円
	(給料計)	1,350,000円
手 当	7年 12月 400,000円	
	年 月 円	
	手当(賞与)計 400,000円	
給 与	1,750,000円	

お勤めになった最初の月は加えないください。(1日から勤務の場合を除く)

年間(推定)総収入は、(給与計÷勤務した月数(平均給与額)×12か月+手当(賞与)の合計)となります。

※1,350,000円÷9か月×12か月+400,000円=2,200,000円

*通勤手当は除いてください。

2 現在の勤務先に勤務し、2ヶ月未満の方の例

内 訳	給 与	※①②③のいずれか該当するもので計算してください。	
		①月給制	給与150,000円/月=A
		②日給制	日給8,000円/日×1ヶ月平均勤務日数20日=A
手 当 B		③時給制	時給900円/h×日平均勤務時間6時間×1ヶ月平均勤務日数15日=A
		(6月賞与)	手当120,000円
		(12月賞与)	手当120,000円
		()	手当 円
給 与 (A+B) 1ヶ月当り		①の例	150,000
		②の例	160,000円
		③の例	81,000

年間(推定)総収入

※①の例 150,000円×12か月+120,000円(6月賞与)+120,000円(12月賞与)=2,040,000円

※②の例 160,000円×12か月+120,000円(6月賞与)+120,000円(12月賞与)=2,160,000円

※③の例 81,000円×12か月+120,000円(6月賞与)+120,000円(12月賞与)=1,212,000円

*通勤手当は除いてください。

3 事業の所得(自営業)の方で、令和7年1月2日以降に事業をはじめた方の例
令和7年10月から事業をはじめた場合の例

科 目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	月	月	月	月	月	合計	
収 入 の 部	売上金額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000						1,050,000	
	その他													
	合計①	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000					1,050,000	
支 出 等 の 部	租税公課													
	損害保険料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000						70,000	
	光熱水費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000						21,000	
	交通費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000						14,000	
	通信費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000						21,000	
	修繕費													
	給料・賃金													
	地代・家賃													
	借入金 利子													
	雑費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000						14,000
	売上原価	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000						210,000
	合計②	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000						350,000
	差引純益 ①-②	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000						700,000

※ 支出等の部には、税法上認められた必要経費の内訳を記入してください。

※ 計算例 700,000円÷7か月×12か月=1,200,000円



12 世帯の収入計算の例

1 年金の方の例 (本人68歳、妻63歳の2人世帯の場合)

(28 ページの収入の種類(2)に該当)

収入証明書は、2次審査(資格審査)の際に提出していただきます。

1 国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金を受給している。

2 令和7年分の源泉徴収票の支払金額、又は年金額改定通知書の年金額を確認

本人 令和7年分公的年金等の源泉徴収票

種別	支払金額 [令和2年中に支払った金額]	源泉徴収税額
金額	** 3,123,000 円	*****0 円
申込書の提出	本人	控除対象配偶者の有無
有 無	特別障害者 その他の障害者 高齢者	有 無
扶養親族の数		障害者の数 (本人以外)
特定 老人 その他	特別 その他	
0人 0人 0人	0人 0人	
年金の種類別		生年月日
厚生年金 老齢年金		年 月 日
(摘要)		

妻 令和7年分公的年金等の源泉徴収票

種別	支払金額 [令和2年中に支払った金額]	源泉徴収税額
金額	** 591,000 円	*****0 円
申込書の提出	本人	控除対象配偶者の有無
有 無	特別障害者 その他の障害者 高齢者	有 無
扶養親族の数		障害者の数 (本人以外)
特定 老人 その他	特別 その他	
0人 0人 0人	0人 0人	
年金の種類別		生年月日
国民年金		年 月 日
(摘要)		

3 源泉徴収票の支払金額欄の金額から右の式により、所得金額を計算します。

年収から右の式により、所得金額を計算します。

本人 68歳で、年金額が3,123,000円なので、「1,100,001円以上3,300,000円未満」に該当します。
 $3,123,000 \text{円} - 1,100,000 \text{円} = 2,023,000 \text{円}$
 $2,023,000 \text{円} - 100,000 \text{円} = 1,923,000 \text{円}$

妻 63歳で、年金額が591,000円なので、「600,000円以下」に該当します。
0円

もとの所得金額の合計をP29の年間所得金額の合計に記入・・・①

4 控除額を計算

【親族控除】2人以上で申込む場合は、必ず控除できます。

$38 \text{万円} \times (\text{入居しようとする家族数} - \text{本人} + \text{入居しない扶養親族数})$

$380,000 \text{円} \times (2 - 1 + 0) \text{人} = 380,000 \text{円} (1 \text{人分})$

該当する控除額の合計をP29の控除額の合計に記入・・・②

5 世帯の月収額を計算します P29の世帯の月収額(端数切捨て)

【年間所得金額の合計-控除額の合計】÷12=世帯の月収額(1円未満の端数切捨て)

$(1,923,000 \text{円} - 380,000 \text{円}) \div 12 \text{か月} = 128,583 \text{円} \dots \text{③}$

6 ③が158,000円(裁量世帯は、214,000円)以下の場合に申込ができます。

$$\left[\begin{array}{c} \text{①年間所得金額の合計 (本人、家族)} \\ \text{円} + \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{②控除額の合計} \\ \text{円} \end{array} \right] \div 12 = \left[\begin{array}{c} \text{③世帯の月収額 (端数切捨て)} \\ \text{円} \end{array} \right]$$

市営住宅入居申込書 / 記入例

申込者氏名										
住所	〒 相模原市 区									
入居しようとする住宅の種類	1 民間賃貸住宅 (UR・公社住宅含む) 2 社宅 3 市・県営住宅 4 親族の住宅 5 間借り 6 その他()									
現在住んでいる住宅の種類	1 民間賃貸住宅 (UR・公社住宅含む) 2 社宅 3 市・県営住宅 4 親族の住宅 5 間借り 6 その他()									
管理費	円									
入居しない扶養親族	名									
妊娠中の子(母子手帳)	名									
生活保護の受給	① 受給している ② 受給していない									

以下のすべての要件を満たさない場合失格となるため、すべて確認してください。
 ・相模原市に1年以上在住している。(住民票で確認ができる。)
 ・収入は基準額以内である。(一般世帯：158,000円、裁量世帯：214,000円)
 ・下記の「住宅に困っている状況」に1つ以上該当する。(あてはまるものに○をして下さい)

収入計算

収入計算

3 給与の方の例（本人43歳、妻41歳、子17歳の三世帯の場合）

(28ページの収入の種類(4)に該当)

収入証明書は、2次審査（資格審査）の際に提出していただきます。

1 現在の勤務先に令和7年1月2日以降に就職したとき。

2 勤務の翌月から令和8年4月までの給与を計算します。

※令和7年1月2日以降に就職したとき、令和7年分源泉徴収票は使えません。

本人 収入証明
現在の勤務先に
令和7年12月
5日より勤務

年	月	給与	手当	合計
7年	12月	278,670円		
8年	1月	330,000円		
8年	2月	330,000円		
8年	3月	330,000円		
8年	4月	330,000円		
(給料計)		1,320,000円		1,320,000円
8年	1月		120,000円	120,000円
手当(賞与)計			120,000円	120,000円
給与		1,440,000円		1,440,000円

妻 収入証明
現在の勤務先に
令和7年7月
5日より勤務

年	月	給与	手当	合計
7年	7月	28,670円		
7年	8月	30,000円		
7年	9月	30,000円		
7年	10月	30,000円		
7年	11月	30,000円		
7年	12月	30,000円		
(給料計)		270,000円		270,000円
手当(賞与)計			298,670円	298,670円
給与		270,000円		270,000円

3 収入証明書から年収額を計算して、所得金額を算出します。

ア. 年収額を計算して、右の式により、所得金額を算出します。

本人 1,320,000円 ÷ 4か月 × 12 + 120,000円 = 4,080,000円

妻 270,000円 ÷ 9か月 × 12 = 360,000円

本人 4,080,000円 ÷ 4 = 1,020,000円(千円未満の端数整理)
1,020,000円 × 4 = 4,080,000円(端数整理後の年収額)
端数整理後の年収額が4,080,000円なので
「3,600,000円以上 6,600,000円未満」の欄に
該当します。

4,080,000円 × 0.8 - 440,000円 = 2,824,000円
2,824,000円 - 100,000円 = 2,724,000円

妻 年収額が360,000円なので
「651,000円未満」の欄に該当します。
0円

もとの所得金額の合計をP29の
年間所得金額の合計に記入・・・①

給与の年間総収入金額	市営住宅の年間給与所得金額の計算式
651,000円未満	年間所得金額 = 0円
651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円 = 所得金額 所得金額 - 100,000円 = 円
1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間総収入額 × 0.7 - 80,000円 = 所得金額 所得金額 - 100,000円 = 円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	年間総収入額 × 0.8 - 440,000円 = 所得金額 所得金額 - 100,000円 = 円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入額 × 0.9 - 1,100,000円 = 所得金額 所得金額 - 100,000円 = 円

4 控除額を計算

【親族控除】2人以上で申込む場合は、必ず控除できます。

38万円 × (入居しようとする家族数 - 本人 + 入居しない扶養親族数)
380,000円 × (3 - 1 + 0)人 = 760,000円 (2人分)

【特定扶養親族控除】扶養親族に16~22歳の方がいる場合は、親族控除とあわせて特定扶養親族控除を控除してください。

250,000円 × 1人 = 250,000円 (1人分)

該当する控除額の合計をP29の控除額の合計に記入・・・②

5 世帯の月収額を計算します P29の世帯の月収額（端数切捨て）

【年間所得金額の合計 - 控除額の合計】 ÷ 12 = 世帯の月収額（1円未満の端数切捨て）

(2,724,000円 - 1,010,000円) ÷ 12か月 = 142,833円・・・③

6 ③が158,000円（裁量世帯は、214,000円）以下の場合に申込ができます。

$$\left[\begin{array}{c} \text{①年間所得金額の合計(本人、家族)} \\ \text{円} + \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{②控除額の合計} \\ \text{円} \end{array} \right] \div 12 = \left[\begin{array}{c} \text{③世帯の月収額(端数切捨て)} \\ \text{円} \end{array} \right]$$

市営住宅入居申込書 / 記入例

申込者氏名								
住所	〒 相模原市 区 自宅 ()							
入居しようとする世帯	番号	フリガナ氏名	続柄	生年月日	年齢	障害者手帳等	現在住んでいる住宅の種類	
入居しようとする世帯	1		本人	大・昭・平・令	43	身体障害(級) 精神(級) 療育(級)	1 民間賃貸住宅 (UR・公社住宅含む)	
	2		妻	大・昭・平・令	41	身体障害(級) 精神(級) 療育(級)	2 社宅	
	3		子	大・昭・平・令	17	身体障害(級) 精神(級) 療育(級)	3 市・県営住宅	
	4			大・昭・平・令		身体障害(級) 精神(級) 療育(級)	4 親族の住宅	
	5					身体障害(級) 精神(級) 療育(級)	5 間借り	
	6					身体障害(級) 精神(級) 療育(級)	6 その他()	
以下のすべての要件を満たさない場合失格となるため、すべて確認してください。						入居しない扶養親族	妊娠中の子(母子手帳)	生活保護の受給
・相模原市に1年以上在住している。(住民票で確認ができる。)						名	名	① 受給している ② 受給していない
・収入は基準額以内である。(一般世帯：158,000円、裁量世帯：214,000円)								
・下記の「住宅に困っている状況」に1つ以上該当する。(あてはまるものに○をして下さい)								

4 事業所得の方の例（本人41歳、妻38歳、子11歳の3人世帯の場合）

（28 ページの収入の種類(8)に該当）

収入証明書は、2次審査（資格審査）の際に提出していただきます。

1 令和7年1月1日以前から現在まで継続して同じ事業をしているとき。

2 令和7年分確定申告書（控）の所得金額

（本人）令和6年4月1日から引き続いて同じ事業をしている （妻）開業当初より専従者となっている

本人 収入証明の例（令和7年分確定申告書）

収入金額	事業	営業等	⑦	5	7	6	6	3	3	2
	業	業	①							
	不動産	②								
	利子	③								
	配当	④								
所得金額	給与	⑤								
	雑	⑥								
	総合課税一時⑦+⑧×1/2	⑦								
	合計	⑧		2	6	7	0	0	0	0

妻 収入証明の例（事業専従者に関する事項）

氏名	続柄	従事月・程度 仕事の内容	専従者給与 (控除) 額
氏名	妻	12	900,000
氏名			
氏名			
④3 専従者給与（控除）額の合計			900,000

3 収入証明書から年収額を計算して、所得金額を計算します。

本人	確定申告書（控）のア～サ欄の金額の合計	5,766,332円	給与の年間総収入金額	651,000円未満	市営住宅の年間給与所得金額の計算式	年間所得金額 = 0円
本人	確定申告書（控）の所得金額合計欄の金額	2,670,000円	651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入金額-650,000円=所得金額 所得金額-100,000円=	円	円
妻	確定申告書（控）の43 専従者給与（控）欄の金額	900,000円	1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間総収入額×0.7-80,000円=所得金額 所得金額-100,000円=	円	円
妻	専従者は給与計算になります。本人の確定申告書（控）の専従者給与（控除）の合計額から計算します。		3,600,000円以上 6,600,000円未満	年間総収入額×0.8-440,000円=所得金額 所得金額-100,000円=	円	円
妻	年収額が900,000円なので「651,000円以上1,900,000円未満」の欄に該当します。		6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入額×0.9-1,100,000円=所得金額 所得金額-100,000円=	円	円
妻	900,000円-650,000円=250,000円 250,000円-100,000円=150,000円					

もつめた所得金額の合計をP29の年間所得金額の合計に記入・・・①

4 控除額を計算

【親族控除】2人以上で申込む場合は、必ず控除できます。
38万円×（入居しようとする家族数-本人+入居しない扶養親族数）
380,000円×（3-1+0）人=760,000円（2人分）
該当する控除額の合計をP29の控除額の合計に記入・・・②

5 世帯の月収額を計算します。 P29の世帯の月収額（端数切捨て）

【年間所得金額の合計-控除額の合計】÷12=世帯の月収額（1円未満の端数切捨て）
(2,920,000円-760,000円)÷12か月=180,000円・・・③

6 ③が158,000円（裁量世帯は、214,000円）以下の場合に申込ができます。

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{①年間所得金額の合計 (本人、家族)} \\ \hline \text{円+} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{②控除額の合計} \\ \hline \text{円} \end{array} \right] \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{③世帯の月収額 (端数切捨て)} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

市営住宅入居申込書 / 記入例

申込者氏名								
住所	〒 相模原市 区 自宅 ()							
電話番号	宅内 () 外 () 以上記入してください							
入居しようとする	番号	フリガナ氏名	続柄	生年月日	年齢	障害者手帳等	現在住んでいる住宅の種類 ① 民間賃貸住宅 (UR・公社住宅含む) ② 社宅 ③ 市・県営住宅 ④ 親族の住宅 ⑤ 間借り ⑥ その他 ()	
	1		本人	大・昭・平・令	41	身体障害 (級) 精神 (級) 療育 (級)		
	2		妻	大・昭・平・令	38	身体障害 (級) 精神 (級) 療育 (級)		
	3		子	大・昭・平・令	11	身体障害 (級) 精神 (級) 療育 (級)		
	4			大・昭・平・令		身体障害 (級) 精神 (級) 療育 (級)		
	5			大・昭・平・令		身体障害 (級) 精神 (級) 療育 (級)		
6						① 受給している ② 支払っていない		
以下のすべての要件を満たさない場合失格となるため、すべて確認してください。						入居しない扶養親族	妊娠中の子(母子手帳)	生活保護の受給
・相模原市に1年以上在住している。(住民票で確認ができる。)								① 受給している
・収入は基準額以内である。(一般世帯：158,000円、裁量世帯：214,000円)								② 受給していない
・下記の「住宅に困っている状況」に1つ以上該当する。(あてはまるものに○をして下さい)						名	名	

収入計算

収入計算



13 市営住宅入居申込書（記入例）

令和8年5月募集 市営住宅入居申込書

(あて先) 相模原市長
 私は市営住宅に入居したいので、「相模原市市営住宅募集のしおり」を確認し、その内容を理解した上で、次のとおり申込みます。
 この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。
 また、市が世帯の市税（市民税、軽自動車税、固定資産税）及び国民健康保険税の納付状況を調査すること、暴力団員であるか否か、高齢者虐待防止法又は配偶者暴力防止法等の被害者の要件を満たしているか、生活保護を受給しているか等の確認のため、市が関係機関等に照会することに同意します。

令和8年5月19日 ※色のついた部分のみ記入してください。記入方法は、募集のしおり40ページ～41ページを参照ください。

1 申込住宅番号 1 0 1 申込住宅名 大島 団地住宅 ※市で確認します

2 優遇措置 募集のしおり10・11ページの優遇措置を確認して、該当する番号があれば「○」をつけてください。
 ① 身体障害 ② 精神障害 ③ 知的障害 ④ 戦傷病者 ⑤ 原子爆弾被爆者 ⑥ 海外引揚者 ※1世帯につき、1つの住宅に申込みことができます ※重複申込みは、失格となります
 ⑦ ハンセン病療養所 ⑧ 母子父子 ⑨ 子育て ⑩ 被災市街地特措法 ⑪ 福島特措法 ⑫ DV被害者 ⑬ 犯罪被害者 ※市で確認します

3 フリガナ サガミ タロウ 申込者氏名 相模太郎 住所 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 連絡先電話番号 自宅 (000) 000-000 携帯 (000) 0000-0000 日中に連絡がつく電話番号(携帯番号等)を必ず一ヶ所以上記入してください。

4 入居しようとする人

番号	フリガナ氏名	続柄	生年月日	年齢	5 障害者手帳等	6 現在住んでいる住宅の種類	家賃額
1	相模太郎	本人	大・昭・平・令 58.5.1	43	身体障害(級) 精神(級) 療育(級)	1 民間賃貸住宅 (UR・公社住宅含む)	月額 30,000円
2	相模花子	妻	大・昭・平・令 59.12.1	41	身体障害(級) 精神(級) 療育(級)	2 社宅	→ 入居しようとする人が家賃を支払っている
3	相模明子	子	大・昭・令 21.4.15	17	身体障害(級) 精神(級) 療育(級)	3 市・県営住宅	① 支払っている
4	相模一郎	子	大・昭・令 24.1.11	14	身体障害(級) 精神(級) 療育(級)	4 親族の住宅	② 支払っていない
5	相模次郎	子	大・昭・令 28.11.30	9	身体障害(級) 精神(級) 療育(級)	5 間借り	
6	相模元	父	大・昭・平・令 13.2.1	88	身体障害(級) 精神(級) 療育(級)	6 その他()	

7 入居しない扶養親族 8 妊娠中の子(母子健康手帳) 9 生活保護の受給

以下すべての要件を満たさない場合失格となるため、すべて確認してください。
 ・相模原市に1年以上在住している。(住民票で確認ができる。)
 ・収入は基準額以内である。(一般世帯：158,000円、裁量世帯：214,000円)
 ・下記の「住宅に困っている状況」に1つ以上該当する。(あてはまるものに○をして下さい)

10 住宅に困っている状況

① 住宅でない建物に住んでいる	建物の種類 (倉庫) (事務所) (店舗) (その他) ()
② 他の世帯と同居(親族は除く)	理由()
③ 住宅がせまい(1人平均5畳未満)	畳数 28畳 ÷ 使用人数 6名 = 1人当たり 4.6畳
④ 住宅がせまいため親族と同居できない	(4.5畳以上の食事室、洋間も含む)(現在同居している人及び同居したい人の合計人数)
⑤ 家賃が高い(現在住んでいる住宅の家賃が、申込み住宅の最高家賃を超えていることが必要です)	
⑥ 正当な立ち退き要求を受けている ※親族からの要求等を除く	理由 ① 公共事業 ② 判決又は調停 ③ 家主からの要求 (通知なし) (通知あり) (通知日: 年 月 日) (A) 立退期限が決まっている (B) 賃貸借契約満了まで(満了日: 年 月 日) (C) その他の日付まで(年 月 日)
⑦ 台所、便所、浴室設備がない	台所 () 便所 () 浴室 () (他の世帯と共同)
⑧ 老朽化住宅に住居している	① 木造(軽量鉄骨含む)で築 26年 ② 非木造で築 年
⑨ 親族等と一緒に住んでおり、現在の住まいから独立する必要がある	
⑩ エレベーターの無い住宅の2階以上に住んでおり、エレベーターのある住宅または1階へ転居する必要がある	
⑪ 高齢であり、シルバーハウジングへの入居を希望する	

審査処理欄
 優遇倍率 無し・2倍・3倍
 受付No
 階層 本来・裁量
 抽選No
 当選順位
 補欠順位
 ※記入しないでください

※裏面にアンケートがあります(申込や審査に影響しません)

【書き方の説明】 ※黒か青のペン又はボールペンで記入してください。(鉛筆・シャープペンシルは不可) 誤って記入した場合は、2本線で消してください。

① 申込住宅番号・申込住宅名

希望する住宅の申込住宅番号と申込住宅名を1つだけ記入してください。2つ以上記入した場合、申込資格を満たさない住宅を記入した場合、申込住宅が不明な場合などは失格となります。申込住宅番号と申込住宅名が違っている場合は、申込住宅番号での受付となります。

② 優遇措置(抽選方式)

10・11ページの優遇措置を確認し、該当する番号に「○」をしてください。なお、多数回落選については市で確認しますので記入の必要はありません。

③ 申込者住所・連絡先等

住所は、アパート名や部屋番号、○○方まで正確に記入してください。ここに記入している住所に結果通知書等を送付します。日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

④ 入居しようとする人

申込者を含め入居しようとする方全員を記入してください。記入がない方は入居できません。また、記入された方が入居できなくなった場合は失格となる場合があります。なお、氏名・続柄・年齢等は令和8年5月19日現在で記入してください。7名以上で申込みする方は、住宅課(電話042-769-8256)までご連絡ください。

⑤ 障害者手帳等

障害者手帳をお持ちの方は、該当するものに「○」をして、等級を記入してください。

⑥ 現在住んでいる住宅の種類・家賃額

該当する住宅に「○」をして、必ず家賃額を記入してください(駐車場代・管理費除く)。「⑥その他」の場合は、現在の住宅の状況を記入してください。(例)倉庫、勤務している会社の事務所など

⑦ 入居しない扶養親族

所得税法上の扶養親族で入居しない方がいる場合は、その人数を記入してください。

⑧ 妊娠中の子

母子健康手帳などで出産予定日が確認できる場合は、入居しようとする人数に数えることができますので、人数を記入してください。

⑨ 生活保護の受給

生活保護の受給状況に「○」をしてください。

⑩ 住宅に困っている状況

6ページの「5住宅困窮理由」を確認し、該当する番号すべてに「○」をして、必要事項を記入してください。該当する理由がない場合には、申込みできません。

